

1. 案内情報

- ① 手続名 : 特定港内等における工事等の許可
- ② 手続根拠 : 港則法第31条第1項
- ③ 手続対象者 : 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者(当該工事又は作業の実施責任者)
- ④ 提出時期 : 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし・1通
- ⑧ 申請書様式 : (工事・作業又は行事) 許可申請書(第9号様式)
- ⑨ 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 許可に付された条件や指導事項を遵守することにより船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められること。
 - (2) 災害の復旧その他公益上やむを得ず、かつ、一時的に行なわれるものであると認められること。
- ② 標準処理期間 : 1か月以内
- ③ 不服申立方法 :

1. 案内情報

- ① 手続名 : 特定港内における行事の許可
- ② 手続根拠 : 港則法第32条
- ③ 手続対象者 : 特定港内で行事をしようとする者（当該行事の実施責任者）
- ④ 提出時期 : 特定港内において行事をしようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし・1通
- ⑧ 申請書様式 : (工事・作業または行事) 許可申請書（第9号様式）
- ⑨ 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- ① 審査基準 : (1) 船舶交通の安全上支障を生じさせるおそれのない計画であること。
(2) 現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が確立されていること。
(3) 秩序ある行動がとれる体制にあること。
(4) 行事参加者の危険防止措置及び他船に対する警戒措置が適切であること。
(5) 事故発生時の対策が適切であること。
(6) 関係者の集合及び解散の場所、行事要領等が適切であること。
- ② 標準処理期間 : 1か月以内
- ③ 不服申立方法 :

1. 案内情報

- ① 手続名 : 特定港以外の港内等における工事等の許可
- ② 手続根拠 : 港則法第45条（港則法第31条）
- ③ 手続対象者 : 特定港以外の港内又は特定港以外の港の境界附近で工事又は作業をしようとする者（当該工事又は作業の実施責任者）
- ④ 提出時期 : 特定港以外の港内又は特定港以外の港の境界附近で工事又は作業をしようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし・1通
- ⑧ 申請書様式 : （工事・作業又は行事）許可申請書（第9号様式）
- ⑨ 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 当該港の所在地を管轄する海上保安（監）部長又は海上保安署長
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 許可に付された条件や指導事項を遵守することにより、船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められること。
 - (2) 災害の復旧その他公益上やむを得ず、かつ、一時的に行なわれるものであると認められること。
- ② 標準処理期間 : 1か月以内
- ③ 不服申立方法 :